

## アフリカ知的財産ニュースレター Vol.27

### はじめに

今回のニュースレターではアフリカの英語圏に注目して、ケニア、ナイジェリア、南アフリカ、ジンバブエに関するレポートを掲げるとともに、アフリカの英語圏のほとんどをカバーする広域登録制度であるアフリカ広域知的財産機関(ARIPO)についても述べる。

### ケニア商標法改正案

ケニアは知的財産の最前線で非常に活発な動きを見せている。最近のニュースレターの中で、我々はケニアの著作権法改正について論じたし、ケニア会社法の改正についても論じている。この会社法改正により、ケニアにおいては商標が会社名に優越することが明白となった。登録される会社の名称が登録商標と同一である場合、商標権者がその会社名の登録に同意しない限り、会社名の登録は拒絶されることになる。

これらの改正は、基本的には、*Agility Logistics Ltd v Agility Logistics Kenya Limited (Civil Case 840/2010)*の訴訟で示された司法判断を法として施行するものである。この訴訟では、登録商標「Agility」の権利者はAgility Logisticsという名称で登録された会社が「Agility」の名の下に営業するのを阻止することができるか否かが争点となった。裁判所は阻止しようと判示し、以下のように述べている。

「以上の分析の結論は、本件においては、原告のために登録された商標によって「Agility」という名称に提供される保護は、単なる社名登録を通じて獲得された「Agility Logistics」という名称の保護に優越するという点である。」

さらに、最近では商標法の改正案すなわち「2015年商標法案」に関して議論が展開されている。この法案は、現行の商標法(第506章)に代わるものとして策定されたものである。新たな法案の中でも特に注目に値する特徴をいくつか以下に示す。

- 新法案は、立体商標が登録可能であることを明記しているだけでなく、音、色、匂いの商標にも言及している。さらに興味深いのは、「動き」に特に言及している箇所があることである。これは、いくつかの真に興味深い商標の登録への道を開くものとなるかもしれない。
- 団体商標および証明商標に関する規定が存在する。
- 周知商標に対する保護は現行法にも存在する(2012年の法改正により現行法が施行されたおかげである)が、新法案は、ある商標が周知であるか否かを判断する際に考慮する必要がある要素を規定している。これらの要素はパリ条約とWIPOが1999年に採択した「周知商標の保護規定に関する共同勧告(Joint Recommendation Concerning Provisions on the Protection of Well-Known Marks)」に示されている要素である。
- 新法案は、担保証書又は担保権設定証書によって商標を担保とすることを認めている。これらの担保権は登録譲渡の際に権利上の負担を生じさせる。この改正によって、商標権者は自らの登録を利用して資金を調達できるようになるだろう。

また、商標規則案も存在する。この規則案の興味深い特徴は、商標登録機関が何らかの行為の履行期限や手続上の応答の期限を90日を超えて延長することはできないが、登録機関が認めることのできる延長の回数には制限がないと明確に規定されていることである。

ケニアにおけるもうひとつの重要な展開は、「2016年伝統的知識・伝統的文化表現保護法(Protection of Traditional Knowledge and Cultural Expressions Act 2016)」と呼ばれる法律が発効したことである。同法は、ケニア国民の知財権の保護を国家に対し明示的に要求しているケニア憲法に実効性を与えるものである。同法は、民族的・文化的な表現、文化遺産、伝統的知識および先住民族の知識の進行が同法の保護対象に含まれることを明確に謳っている。この法律による恩恵を享受すると思われるグループの一つは、かの有名なマサイ族である。

## ナイジェリアー商標公報

2017年11月24日付で商標公報が刊行された。この公報には2055件の商標出願が掲載されており、異議申立が認められる期間は2か月である。ナイジェリアで前回の公報が刊行されたのは2017年5月2日であった。

## 南アフリカー知的財産に対する様々な見解

ノーベル賞を獲得した経済学者の Joseph Stiglitz 氏は、南アフリカの新聞「Daily Maverick」に10月20日付で掲載された記事の中で特許制度を批判した。そして、彼は、特許制度を批判すると同時に、特許と医薬品の入手可能性とのバランスを模索しようとする南アフリカ政府の姿勢を Stiglitz 氏は称賛している。知的財産に対する南アフリカ政府の考え方は、論争的となった知的財産ポリシー文書の草案に示されており、この草案については我々も以前のニュースレターで論じている。

Stiglitz 氏は、最新の著作「*Globalisation and its discounts revisited*」の刊行に先立ち、ヨハネスブルグの有力者たちに向けた力強い演説によって上記の記事をフォローアップしている。この演説の中で同氏は知的財産と社会福祉について述べている。同氏の言によれば、米国は、社会福祉を犠牲にして企業の利益を図る知財法を改革することなど、グローバリゼーションの新たな制度を議論するイニシアチブをとることに失敗したのだという。

Stiglitz 氏は、医療アクセスを向上させる方向で知財法を改正しようとする南アフリカ政府の試みを改めて称賛し、これを歓迎している。同氏は、南アフリカが競争を妨げようとする勢力に対し十分に警戒するよう注意し、南アフリカは独占権を手中にした巨大製薬会社を助けることにならないよう用心すべきだと述べている。

南アフリカは西側からの逆襲を — 富裕な国々があらゆる手段によって2か国間、多国間の圧力をかけてくることを — 予想しておくべきだ、と Stiglitz 氏は警告する。特に、米国企業が米国政府に圧力をかけ、米国の「アフリカ成長機会法(Agoa)」に伴う恩恵を引き上げさせようとする可能性が高い、と同氏は示唆している。しかし、「南アフリカ政府は正しい。他の開発途上経済圏や新興経済圏は南アフリカの歩んだ道を踏襲すべきだ」と同氏は語った。

おそらく、この演説の場で最も衝撃的な発言をしたのは、共同演説者としてインドから招かれた教授であったろう。この教授は次のような見解を述べたのである。「知的財産がイノベーションのために必要であり、通商のために必要であるという考え方は、実際以上に高く評価されていると私は考えます。」

前号のニュースレターで述べたように、先進国の知的財産権者にとっての課題は、知的財産は過大評価されているのではなく、実際に保護に値するのだとアフリカ諸国の政府を説得することである。知的財産権者たちは、南アフリカの国内に味方がいることに気づくだろう。味方する陣営の一員は、同国のステレンボッシュ大学知的財産学部の学部長を務める Sadulla Karjiker 教授である。同教授は知的財産ポリシー文書に対して批判的であり、南アフリカの知的財産が向かいつつある全体的な方向性についても批判的である。

Karjiker 教授は最近、知的財産ポリシー文書は範囲があまりにも限定されており、医薬品の問題ばかりが強調されているという不満を表明した。さらに興味深いことに、南アフリカ当局は「ヘルスケアである

うと書物であろうと競争を通じた雇用の創出であろうと、あらゆるものに対するアクセスを知的財産が阻害するという政治的集客力のある命題を敢えて主張する活動団体によるアンチ知財レトリックに丸め込まれてきた」と同教授は主張している。

## チュニジア—電子出願

チュニジアの登録局は最近、特許と商標の双方について電子出願制度を採用すると発表した。商標については2018年1月にはこの制度の運用が開始されるものと予想されている。

## ジンバブエ—新たな政治体制、新たな知的財産制度の可能性

37年に及んだRobert Mugabe大統領の統治は、軍事クーデターのような事態を経て、2017年11月に終焉を迎えた。知的財産の観点から見た朗報は、同国で起こった大きな政治変動が登録機関の機能に直接影響しなかったとみられることである。

ジンバブエではすでに、知的財産にとってプラスの影響があるかもしれないという憶測がささやかれている。例えば、新政権はジンバブエが様々な分野で長年堪え忍んできた国際的な孤立状態の終結を模索するだろうという憶測が存在する。それによって知的財産の分野における調和化が進展するかもしれない。法律家たちは、商標法の近代化が実現する可能性も十分にあるとみている。

## ARIPO—特許審査ハイウェイ合意

ARIPOは、下記の国々をカバーする特許庁である：

ボツワナ、ガンビア、ガーナ、ケニア、レソト、リベリア、マラウィ、モザンビーク、  
ナミビア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、  
スワジランド、タンザニア(本土)、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ

最近、ARIPOと中国国家知識産権局(SIPO)が特許審査ハイウェイ合意(PPH合意)に署名したことが発表された。これは別の言い方をすれば、出願の審査を迅速化するためのパイの合意である。この合意の発効日はまだ確定していないが、2018年のいずれかの時点になるものと予想される。

## 結論

ケニア、チュニジアにおける情勢の展開 — 知財法の近代化、電子出願制度の導入を含む — は、非常に嬉しいニュースである。ジンバブエに関して、この国が知財制度をほとんど損なうことなく政治的変動を処理できたという事実は、特にリビア、ソマリア、南スーダンといった国々と比較して印象的である。しかし、ナイジェリアは知的財産の分野でやや後れを取っており、その経済の規模を考えた場合、これは懸念材料となる。南アフリカで展開されているイデオロギー論争に関しては、無視することはできないといえる。

[特許庁委託]  
アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 27

[著者]  
Spoor & Fisher  
spoor • fisher  
patents • trade marks • copyright

[発行]  
日本貿易振興機構 ドバイ事務所  
Room No.3503, 35th Floor, The One Tower, Barsha Heights, TECOM, Dubai,  
U.A.E.  
Tel: +971 4 5645878 Email: dubai\_ipr@jetro.go.jp

**JETRO**  
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2017年12月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。